

## セーフティネット保証認定及び危機関連保証の郵送申請について

- 郵送申請の対象とする認定の種類は、次のとおりです。
  - ・セーフティネット保証（1～8号）認定
  - ・危機関連保証認定ただし、セーフティネット保証4号認定及び危機関連保証認定においては、「新型コロナウイルス感染症」を事由とする場合は郵送申請の対象外です。
- 郵送申請にあたっては、以下の書類を下記提出先へ郵送してください。
  1. 必要書類一式
  2. 委任状（書式自由。郵送申請ご担当者様の名刺を必ず添付してください。）
  3. 代行申請チェックリスト
- 郵送申請により商工相談員による認定審査を省略しているため、認定要件を確認のうえ、売上高等の妥当性等について申請者様から十分に聞取りを行ってください。
- 区の審査の際に書類の不備が判明した場合は認定不可となり、書類一式を返送します。また、書類の不足が判明した場合は、提出書類がすべて揃うまで区の審査を行いません。
- 申請書類受領後、3営業日後に区から発送します。お急ぎの場合であっても区窓口での発行は行いませんので、予めご了承ください。
- 本郵送申請の対応は、中小企業庁の通知等により終了となる場合がありますので、予めご了承ください。

【提出先・お問合わせ先】

〒164-8501（住所不要）

中野区 区民部 産業振興課 産業係 高橋・海野

電話：03-3228-5518